

(平成24年5月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

石川国民年金 事案465（事案407の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、父親が納付していたはずであると申立てをしたところ、平成23年6月16日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取った。しかし、今回の申立てにおいては、私に二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情を考慮してほしいほか、元妻の供述を含めてもう一度審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与していない上、保険料を納付したとするその父親も既に他界しており、当時の状況の詳細は不明であること、及び申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料も無いこととして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年6月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間当時、二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情を考慮してほしいと主張しているが、当委員会では、前回の申立て時にそれぞれの国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情を含めて審議しているほか、今回、新たに得られた申立人の元妻の供述においても、当時、申立人が実家に居住していたことは推認できるものの、申立人の父親が申立期間に係る保険料を納付していたことまでうかがうことはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から 60 年 7 月 1 日まで

私は、知人と二人でA店にB職として入社したのに、厚生年金保険の記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は昭和 59 年 3 月 6 日から同年 4 月 1 日までC社において勤務していたことが確認できるところ、D社の元取締役は、A店は店舗名で法人としてはD社で、C社はD社のグループ企業である旨回答している。

しかしながら、前述の元取締役や複数の同僚は、事務職、営業職以外は厚生年金保険に加入しない職種が多かったと思う旨の回答をしていることから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立人が一緒に入社したとする同僚も、申立期間について、雇用保険の加入記録は確認できるものの、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、D社及びC社は、平成 10 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっているほか、前述の元取締役は、当時の資料は無い旨の回答をしているため、申立人の人事記録や賃金台帳など勤務の実態や保険料の控除を確認できる資料は得られない。

加えて、申立期間についてD社及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、健保証の番号は順番に払い出されており欠番は無い。

このほか、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 14 日から 46 年 6 月 30 日まで
昭和 46 年 6 月まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたのに、厚生年金保険の資格喪失日が 44 年 9 月 14 日となっている。
申立期間についても A 社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 46 年 6 月まで勤務していたと主張しているが、雇用保険の記録によると、申立人の同社における離職日は 44 年 9 月 13 日となっており、厚生年金保険の資格喪失日（離職日の翌日）と合致している。

また、B 社は、当時の人事記録等の資料を保管していないため、申立人の退職時期及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明と回答しており、当時の複数の同僚に照会しても、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。